

答 申 第 90 号

平成14年9月4日

千葉県代表監査委員 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔 男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年3月15日付け監査第150号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成11年12月5日及び同年同月8日付けで異議申立人から提起された「平成9年度（行ウ）第16号公文書非公開決定処分取消請求事件判決」の公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県代表監査委員（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、事件番号については、公開すべきであるが、その余の部分については、実施機関の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成11年11月15日付け監査第118号の9で行った「公文書非公開決定処分取消請求事件判決」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると次のとおりである。

裁判は原則公開で行われており、本件処分に係る千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号の適用は誤りである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、平成6年度の千葉県監査委員会事務局タクシー料金支出文書の部分公開決定処分取消請求訴訟に係る第一審判決書正本である。

(2) 非公開決定の理由について

非公開とした情報は、本件文書中の原告の氏名、原告の住所のうち市町村名を除いた部分、証人の氏名及び事件番号である。

本件文書は、以下のとおり旧条例第11条第2号に該当し公開しないことができる文書である。

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

- (ア) 原告の氏名、原告の住所の市町村名を除いた部分及び証人の氏名は、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものに該当する情報であるので、非公開としたものである。
- (イ) また、事件番号を非公開とした理由は、事件番号が所轄裁判所、年度、符号及び番号によって構成され、一つの事件に一つの番号が付されるものであり、事件番号を公開した場合、裁判所の訴訟記録の閲覧制度によって、原告及び証人を特定することが可能となることから、旧条例第11条第2号に定める特定個人が識別され得る情報にあたるとして、非公開としたものである。
- (ウ) なお、証人については、いずれも県の職員であるが、特別休暇を取得した上で証言を行っているものであり、千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例（平成13年千葉県条例第60号）による改正前の千葉県公文書公開条例第11条第2号又は第3号に該当する情報について公開の特例を定める条例（平成9年千葉県条例第31号。以下「旧特例条例」という。）の要件に該当するものではない。

イ 本号ただし書該当性について

- (ア) ただし書イ該当性について
- a 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項によれば、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定されている。しかし、同条第2項によれば、「公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求ができる。」とされ、また、同条第3項によれば、「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」と規定している。
- b 更に、同法第92条によれば、訴訟記録は、秘密保護のために、閲覧等が当事者に制限されることもある。
- c したがって、訴訟記録の閲覧、又は謄写、正本の交付等については、何人にも認められる趣旨ではないと解されるので、訴訟記録である本件文書は、旧条例第11条第2号ただし書イの「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧するこ

とができる情報」には該当しない。

d なお、「何人でも閲覧することができる情報」は、公文書公開が写しの交付を認めていることから、「何人でも閲覧又は写しの交付の請求等を行うことができる情報」と解釈するのが相当であると思われる。

e また、本件文書と同様に解されるものとして、住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写しの交付等がある。

(イ) ただし書ロ及びハについて

本件文書は、「実施機関が作成し、又は收受した情報で公表を目的としているもの」ではなく、また、「法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は收受した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」にも当たらないことから、ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

ウ 大阪市公文書公開審査会の答申例について

大阪市公文書公開審査会の答申第65号によれば、異議申立人の「何人も裁判を傍聴し、また、記録を閲覧できるという裁判公開の原則に鑑みて、訴訟事件に関する情報は、条例第6条第2号ただし書（注：旧条例第11条第2号ただし書イに相当する規定）に該当する。」との主張に対して「（前略）条例第6条第2号ただし書アの場合とは、何人にも実質的に記録の謄写を含む情報の閲覧が認められる場合をいうものと解されるところ、（中略）訴訟における個人のプライバシー保護については、個々の事件ごとに裁判官の判断に委ねられていること、並びに同制度において訴訟記録の謄写は、当事者及び利害関係者に限定されており、何人にも認められているわけではないことに鑑みると、訴訟記録の閲覧は民事訴訟法に委ねることが適当であり、異議申立人の主張は、採用することができない。したがって、上記において条例第6条第2号本文に該当すると判断した情報は、同号ただし書に該当しない。」との判断をしている。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、公文書非公開決定処分取消請求事件の判決書で、原告の住所・氏名及

び原告訴訟代理人弁護士の住所・氏名、被告の住所・氏名及び被告訴訟代理人弁護士並びに指定代理人の氏名、及び判決内容（千葉県監査委員事務局のタクシー等の利用代金の支出に関する公文書部分公開決定の取消し請求）が記載されている。

(2) 本件文書の非公開部分について

実施機関が非公開とした部分は以下のとおりである。

ア 事件番号

イ 原告の住所（市町村名を除く。）

ウ 原告の氏名

エ 証人の氏名（職員の氏名）

(3) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 本号本文該当性について

(ア) 上記(2)で非公開とした部分のうち、事件番号については、裁判所のホームページに掲載している主要判決中に公表されており、公知の情報となっている。また、事件番号は、「他の情報」と結び付けることにより特定個人を識別し得るとの実施機関の主張については、「他の情報」の要件が、一般人が知っている情報又は既に公にされた情報で図書館や書店等において一般人が通常の方法で入手し得るものであると解されるから、裁判所の閲覧制度はこれに該当しない。したがって、事件番号は、本号本文に該当しない。

(イ) 原告の住所（市町村名を除く。）、原告及び証人の氏名については、個人に関する情報であって特定個人が明らかに識別されるものであるから、本号本文に該当する。

(ウ) なお、証人が公務員である場合は、民事訴訟法（以下「法」という。）第191条の規定により、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、証人尋問に出頭しなければならないこととされている。このため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第14条及び同規則（平成7年人事委員会規則第2号）第9条第2項に照らし、代人の出頭に至っていないこと、過去において実施機関に所属していた経緯があっても行政事件訴訟であることから職員本人の行為に起因すべきものではないことから、特別休暇に該当するものと解される。したがって、証人の氏名は、旧特例条例第2条第1号には該当しない。

イ 本号ただし書該当性について

上記ア(イ)で本号本文に該当するとした部分は、本号ただし書口及びハに該当しないことは明らかであるので、以下、ただし書イ該当性について検討する。

- (ア) 本号ただし書イは、法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報については、公開することができるとしたものである。
- (イ) 異議申立人の主張は、裁判が原則公開であるから本号の適用は誤りであるとしているのに対し、実施機関は、法第91条並びに第92条に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写及び正本の交付等は、何人に対しても認められる趣旨ではないから本号ただし書イには該当しない旨主張する。
- (ウ) そこで、裁判所における訴訟記録の公開制度について概観すると、先ず、憲法第82条第1項により、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」として公開を前提としている一方で、同条第2項では、「裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。(後略)」として原則裁判が公開である旨規定している。
- (エ) また、上記憲法の要請から法においても、裁判所が法第91条第1項により、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」として訴訟記録の閲覧の請求権を認めている一方で、同条第2項で、「公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。」として非公開とされた裁判の場合には閲覧の請求権を限定している。このため、閲覧の請求権は、常に裁判所が無条件に容認するものではないものと解される。
- (オ) さらに、訴訟記録の謄写等については、同条第3項により、「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」として請求権を制限している。
- (カ) 他に、上記(オ)に規定する者であっても、当事者の私生活について重大な秘密が記載され、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことで、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合や、当事者が保有する営業秘密〔不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第4項に規定する営業秘密を

いう。] が記載されているようなことが明白であれば、法第92条第1項により、訴訟記録の謄写等について請求権がより一層制限されている。

(キ) したがって、裁判所における訴訟記録の閲覧及び謄写等は、無条件、かつ、無制限に何人に対しても認められるものではないものと解される。

(ク) 本号ただし書イの規定は、法令等が閲覧の請求権を、無条件、かつ、無制限に認めている場合を前提としていることから、裁判所における訴訟記録の閲覧及び謄写等との閲覧が容認される範囲は、同一であると認められない。よって、上記ア(イ)で本号本文に該当するとした部分は、本号ただし書イに該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした部分のうち、事件番号については旧条例第11条第2号に該当せず、公開すべきであるが、その余の部分については、実施機関の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
13. 3. 15	諮問書の受理
14. 1. 23	審議
13. 11. 22	実施機関の理由説明書の受理
14. 5. 8	審議 実施機関から非公開理由の聴取
14. 7. 17	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
佐野善房	弁護士	
鶴岡稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
藤井俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成14年7月17日現在)